

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があるので留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 29 日

(法人名) 株式会社 銭形

(代表者名) 代表取締役 上野 真司



介護職員等特定処遇改善実績報告書(指定権者内事業所一覧表)

法人名	株式会社 銭形
-----	---------

京都市

介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	介護職員等特定処遇改善加算額	賃金改善所要額
2670401039	訪問介護銭形	訪問介護	1,775,581円	1,803,636円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 1,492,386円 (2.7人)	② 184,664円 (0.7人)	③ 126,586円 (2.0人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
合計	—	—	A 1,775,581円	B 1,803,636円

※ 計画書を届け出る指定権者（都道府県又は市区町村）ごとに記載すること。
 ※ A 及び B は別紙様式3 添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。